

「松江市過疎地域持続的発展計画(案)」の概要

過疎地域持続的発展計画とは

- 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(以下「過疎法」という。)に基づき過疎地域が持続可能な地域づくりに取組むために松江市が策定する計画です。
- 過疎地域の現状と課題、その対策の方針と事業を分野別に記載し、過疎脱却に向けた地域づくりを総合的かつ計画的に実施していくための計画です。
- 過疎法は、10年間の时限法であり、計画期間は、前期計画5年間(令和3~7年度)、後期計画5年間(8~12年度)で、今回策定する計画は、後期計画です。
- 計画は議会の議決を経て定める必要があり、令和8年2月市議会で提案予定です。
- 計画に基づく事業を実施する場合には、国の支援措置が受けられるものがあります。

計画概要

基本方針

将来ビジョン

豊かな自然や歴史・文化を有する過疎地域の魅力を活かし、
住民自らが暮らしやすく、将来も住み続けることができるまち

- 安全・安心で暮らしやすい地域づくり
- 魅力的な地域づくりによる関係人口・移住人口の創出
- 地域資源を最大限活用した個性豊かな産業の魅力化
- 協力・連携で取り組む地域づくり

計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5カ年(後期計画)

分野別計画

①移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 19

[概要] 移住定住者等多様な人材確保や、地域社会の担い手育成等について記載しています。

【項目】移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

②産業の振興 21

[概要] 農林水産業、商工業及び観光について、地域の特性に応じた産業振興の方針について記載しています。

【項目】農業、林業、水産業、商業、工業、観光又はレクリエーション

③地域における情報化 38

[概要] 他地域との情報通信技術の利用機会の是正や、住民生活の利便性の向上について記載しています。

【項目】地域の情報化、行政手続きのオンライン化

④交通施設の整備、交通手段の確保 39

〔概要〕各地域の市町村道や、バス等の交通手段を提供する方針について記載しています。

【項目】道路、公共交通

⑤生活環境の整備 45

〔概要〕水の確保、汚水及び廃棄物の処理等、快適な生活環境を守るための方針について記載しています。

【項目】水道施設、汚水処理施設、不法投棄及び海岸漂着ごみ対策、消防・防災

⑥子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 50

〔概要〕子育てサービスや介護サービスの確保等に関する方針を記載しています。

【項目】児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉

⑦医療の確保 56

〔概要〕必要な施設、医療の確保、医療機関の協力体制等に関する方針について記載しています。

⑧教育の振興 59

〔概要〕公立小中学校の施設や体育施設等の整備、通学支援等、教育の充実に関する方針について記載しています。

【項目】教育内容と教育環境の充実、生涯学習の推進と青少年の育成

⑨集落の整備 65

〔概要〕集落の整備や、集落支援員の配置等について記載しています。

⑩地域文化の振興等 68

〔概要〕過疎地域の多様な文化の保存や担い手育成等について記載しています。

⑪再生可能エネルギーの利用の増進 71

〔概要〕再生可能エネルギーの推進のための方針を記載しています。

今後の予定

- ・11月17日(月)～12月16日(火) 意見募集(パブリックコメント)
- ・11月中旬 島根県への事前協議
- ・12月下旬 意見に対する市の考え方の公表
- ・2月下旬 市議会
- ・3月下旬 計画策定(予定)